

トライアル雇用助成金

若年・女性建設労働者トライアルコース

若年者(35歳未満)や女性を一定期間試行雇用を行う中小建設事業主に対して助成されます。

トライアル雇用助成金の以下いずれかの対象コースの支給決定を受けることが要件となります。

一般トライアルコース

障害者トライアルコース

新型コロナウイルス感染症対応
トライアルコース

新型コロナウイルス感染症対応
短時間トライアルコース

助成額

若年・女性建設労働者1人につき

最大 4万円/月(※)

×
3ヶ月(最大)



※ 就労した日数等により減額となる場合があります。

割合	月額	新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合の月額
75% ≤ * *	4万円	2.5万円
50% ≤ * < 75% *	3万円	1.87万円
25% ≤ * < 50% *	2万円	1.25万円
0% < * < 25% *	1万円	0.62万円
* = 0% *	不支給	



支給対象者が1か月間に
実際に就労した日数

支給対象者が当該1か月間に
就労を予定していた日数



受給できる建設事業主

いずれも満たす必要があります。

Aの中小建設事業主

雇用管理責者の選任



35歳未満 or 女性

建設工事現場での現場作業に従事(※)

※建設工事現場での現場作業(左官、大工、鉄筋工、配管工など)に従事する者又は施工管理を行う者(設計、測量、経理、営業などに従事する者は対象となりません)